

# 令和8年度採用 建築相談員（会計年度任用職員）募集案内

## 1 応募受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月16日（月）【必着】

## 2 募集内容

職名	建築相談員
採用予定人数	1人
職務の概要	市民からの住宅及び建築に関する相談、問い合わせへの対応及び空き家に関する証明書の発行
勤務地	福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅計画課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所3階)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <p>(1) 次のいずれかの資格要件に該当すること</p> <p>ア 建築基準法第77条の58に基づく建築基準適合判定資格者</p> <p>イ 建築士法第2条第1項に基づく一級又は二級建築士</p> <p>(2) 次のア、イのいずれかにおいて、3年以上の建築物の設計、工事監理等の業務に従事した経験を有する者</p> <p>ア 建築士法第23条に定める建築士事務所</p> <p>イ 官公庁等</p> <p>※ 経験年数については、令和8年1月1日現在を基準とします。</p> <p>※ アルバイト、パート等の期間は経験年数から除きます。</p> <p>(3) 一般的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができること</p> <p>(4) 令和8年4月1日より勤務可能であり、任用期間を通じて確実に職務に従事できること</p> <p>2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人</p> <p>【地方公務員法第16条（抄）】</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>

### 3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場		令和8年3月4日（水） 福岡市役所にて実施 ※時間・場所の詳細は、一次選考合格者に通知します。
内容	応募書類による書類審査	筆記試験、面接試験
合格発表	令和8年2月20日（金）頃に応募者全員に郵送します。	令和8年3月9日（月）

※二次選考合格発表は、10時に福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

※合否結果について、電話等による問い合わせにはお答えできません。

### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする採用候補者名簿に登載します。
- (2) 採用候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から、原則として令和8年4月1日付けで採用を行います。採用候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、欠員等の状況に応じ、年度中に採用候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヶ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

### 5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間 休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：午前9時45分から午後4時15分まで 休憩時間：正午から午後1時まで
給料等	月額194,067円から205,465円（地域手当を含む。）※令和8年度見込み ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末・勤勉手当	年2回（6月・12月）在職期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償

服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：毎月 20 日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月 20 日)</li> <li>・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更</li> </ul>

## 6 応募方法等

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度採用 建築相談員採用試験申込書 ※申込書は、福岡市ホームページに掲載のほか、住宅計画課の窓口にて配布します。</li> <li>・資格要件を証明するもの（受験資格の 1 (1) ア、イのいずれかを証明できる書類の写し）</li> </ul>
受付期間	令和 8 年 2 月 6 日（金）～令和 8 年 2 月 16 日（月）【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送又は持参により提出してください。</li> <li>・郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、郵送してください。なお、特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</li> <li>・持参の場合は、受付期間中の平日午前 9 時から午後 6 時の間（正午から午後 1 時を除く）に住宅計画課に提出してください。</li> </ul>
提出先及び問い合わせ先	<p>〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅計画課住宅計画係 TEL：092-711-4598 FAX：092-733-5589</p>

## 7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から 1 か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。